

第 2 次宇都宮市地域教育推進計画（うつのみや地域教育プラン）

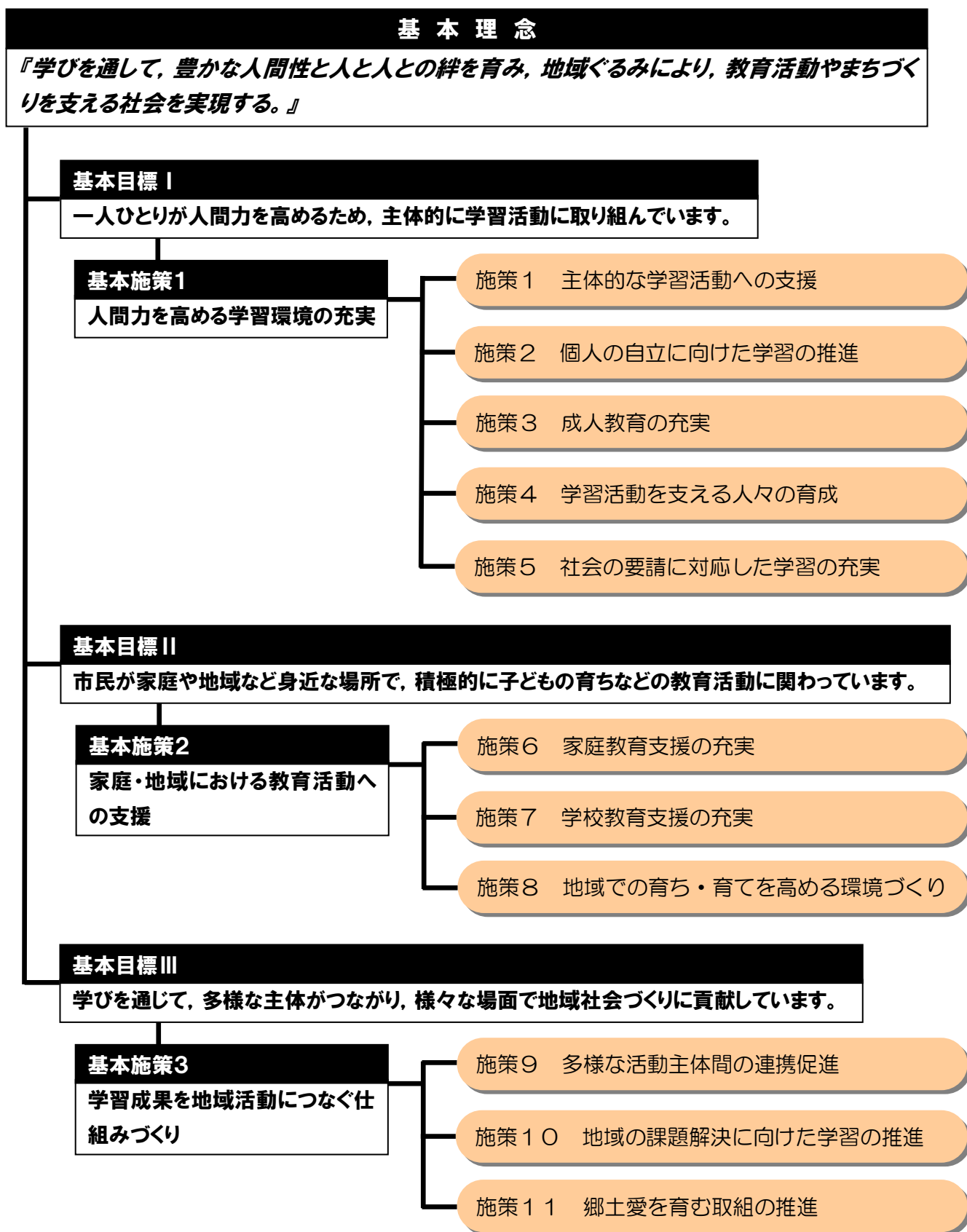
○ これまでの計画の特徴

- ・ 「第 1 次宇都宮市生涯学習推進計画」（平成 2 年度～平成 1 2 年度）
⇒ 生涯学習の基盤整備（施設整備，学習機会拡充，情報提供）
- ・ 「第 2 次宇都宮市生涯学習推進計画」（平成 1 3 年度～平成 2 2 年度）
⇒ 生涯学習の環境整備（学ぶ環境，生かす環境，つなぐネットワーク）
- ・ 「宇都宮市地域教育推進計画（第 3 次宇都宮市生涯学習推進計画）」
（平成 2 0 年度～平成 2 4 年度）
⇒ 「個人」のための学習支援から「社会」をつくる人づくりへ
（人間力の向上，家庭・地域の教育力の向上，主体的な学習活動の支援）

【第 2 次宇都宮市地域教育推進計画（うつのみや地域教育プラン）の概要】

計画の期間	5 年間（平成 2 5 年度～平成 2 9 年度）
基本理念	学びを通して，豊かな人間性と人と人の絆を育み，地域ぐるみにより，教育活動やまちづくりを支える社会を実現する。
基本目標①	一人ひとりが人間力を高めるため，主体的に学習活動に取り組んでいます。（人づくり） 〔基本指標〕 学習活動をしている市民の割合 43.2%（H 2 3） ⇒ 48.4%（H 2 9）
基本目標②	市民が家庭や地域など身近な場所で，積極的に子どもの育ちなどの教育活動に関わっています。（絆づくり） 〔基本指標〕 放課後子ども教室に係る延べ地域活動者数 14,716 人（H 2 3） ⇒ 37,438 人（H 2 9）
基本目標③	学びを通じて，多様な主体がつながり，様々な場面で地域社会づくりに貢献しています。（地域づくり） 〔基本指標〕 地域活動やボランティア活動に参加している市民の割合 56.6%（H 2 3） ⇒ 60.0%（H 2 9）
基本施策	1 人間力を高める学習環境の充実 2 家庭・地域における教育活動への支援 3 学習成果を地域活動につなぐ仕組みづくり

○ 計画の体系



○ 地域教育の推進について

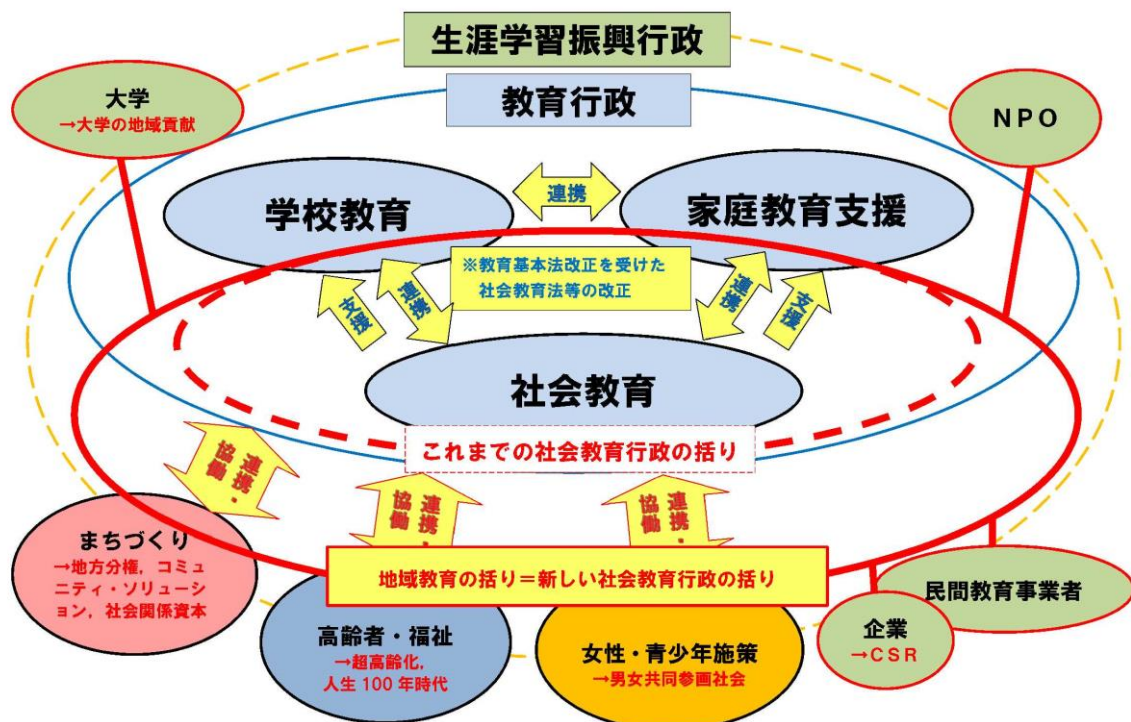
(1) 地域教育の推進

社会構造の急速な変化，低迷する経済による閉塞感や，人々の価値観やライフスタイルの急激な変化などを背景に，生涯学習へのニーズもますます多様化してきている。

一方では，退職前後の成熟期，円熟期の世代の地域におけるまちづくり活動への参加や，東日本大震災後の社会貢献意欲の高まりなど，地方分権の流れの中で地域自治を主体的に市民が支えていくための人づくりや人と人，学習と活動をつなぐ仕組みづくりが求められてきている。

国では，これまで示してきた「個人の要望と社会の要請のバランスの確保」「公共の課題に取り組む社会教育の振興」「地域社会で活躍する人材の育成」などの考えに加え，平成25年3月に中央教育審議会生涯学習分科会が公表した「議論の整理」において，現代的・社会的な課題等の学習機会の提供に当たっては，「社会教育行政」の担当部局と関係行政部局との連携・協働が重要であるとし，「社会教育行政」が取り組む範囲が拡大されたところである。

市でも，従来の「社会教育行政」の領域を越えた範囲を，「地域教育」として取り組んできたところであり，引き続きこうした流れを踏まえ，平成25年3月に策定された「第2次宇都宮市地域教育推進計画」に基づき，学びを通して豊かな人間性と人と人との絆を育み，地域ぐるみにより，教育活動やまちづくりを支える社会の実現に向け，生涯学習センター等への支援や人材育成の拠点である「人材かがやきセンター」の事業の充実など，地域教育活動の促進や地域人材の育成に積極的に取り組むとともに，学習活動とその成果を地域活動につなぐ仕組みを構築し，「地域で学び，学んだ人が地域をつくる」地域教育のより一層の推進を図っていく。



【図】 地域教育と新しい社会教育行政の関係

ア 地域教育推進体制の整備

(ア) 体制整備の目的

- ・ 生涯学習に関する市民の意識や活動が活発化する中、学んだ成果を発揮して、地域に貢献できるような人材を育成する。
- ・ 地域に貢献できる人材を育成していく「地域教育」(地域で学ぶ、地域で育てる、地域をつくる、地域ぐるみの教育)を着実に推進していく。

(イ) 体制整備の内容 (H22. 4～)

- ・ 18生涯学習センターの講座予算を50款で一括計上するなど、生涯学習課の本課機能の集約・強化を図り、全ての生涯学習センター(18館)を統括・支援する。
- ・ 中央、東、西、南、北の生涯学習センターを市民活動センター併設館とし、まちづくり支援担当職員(生涯学習センター職員兼務)を配置することで、人づくりとまちづくりの一体的推進を図る。
- ・ 生涯学習課内に地域に貢献できる人材の育成を目的とした地域人材育成グループを新たに設置し、指導者育成、関係職員研修、全市的・先導的事業の実施、プログラム開発、調査研究等を行う「地域教育推進センター機能」を付加する。
- ・ 全ての生涯学習センター(18館)においては、本課の方針等もふまえ、地域の実情に応じた事業展開や人づくり事業を実施する。

イ 地域かがやきプロジェクト(CKP)

- ・ 地域教育や地域の困りごとなどについて、地域住民が改めて考え、取り組みのきっかけになるような機会を創出するため、活動と学習の循環の考え方を構築し、各生涯学習センターを拠点として「地域かがやきプロジェクト」を展開している。

平成26年度…9事業、平成27年度…10事業、平成28年度…16事業

※ 活動と学習の循環(CKPサイクル)・・・6ページ

ウ 人材かがやきセンター

(ア) 機能概要

- ・ 市民やボランティアなど多くの方が、学び、集い、情報交換や仲間づくりができる人づくりの拠点とし、「人材かがやきセンター」の『愛称』で、全市的な事業を実施している。

※ 事務室(中央生涯学習センター4階)、研修室(同5階)

- ・ 地域や家庭、学校などを場に活動している方や、これから活動したいと考えている方などに、それぞれの関心や活動レベルに合った講座や研修を体系的に実施するほか、全市的なモデル事業、高等教育機関との連携による調査研究、学習プログラムの開発・提供などを行うことにより、地域教育(家庭教育含む)の効果的な推進を図る。

(イ) 主な事業

機 能	事 業 内 容
地域教育のリーダーとなる指導者の養成・研修機能	研修事業 （関係職員や団体指導者などへの専門的研修等） ・生涯学習担当職員研修 ・社会教育主事ステップアップ研修
	人材育成事業 （地域に貢献できる人材の育成等） ・講座企画・運営ボランティアスタッフ養成講座 ・家庭教育サポーター養成講座
市民の地域教育活動を促進する全市的・先駆的機能	学習機会提供事業 （広域的事業、モデル事業、交流機会創出等） ・主催講座 ・市民大学 ・家庭教育支援講座 ・親学出前講座 ・地域教育メッセ ・地域教育出前講座
	情報提供事業 （情報提供システムの運用、周知広報等） ・生涯学習情報提供システムの運用
	学習相談事業 （学習相談窓口開設等） ・学習相談窓口開設
新たな学習プログラムの開発・調査研究機能	調査研究事業 （高等教育機関との共同研究等） ・生涯学習課の政策立案に係る事前調査 ・高等教育機関との共同研究 ・新たな学習プログラムの研究・開発

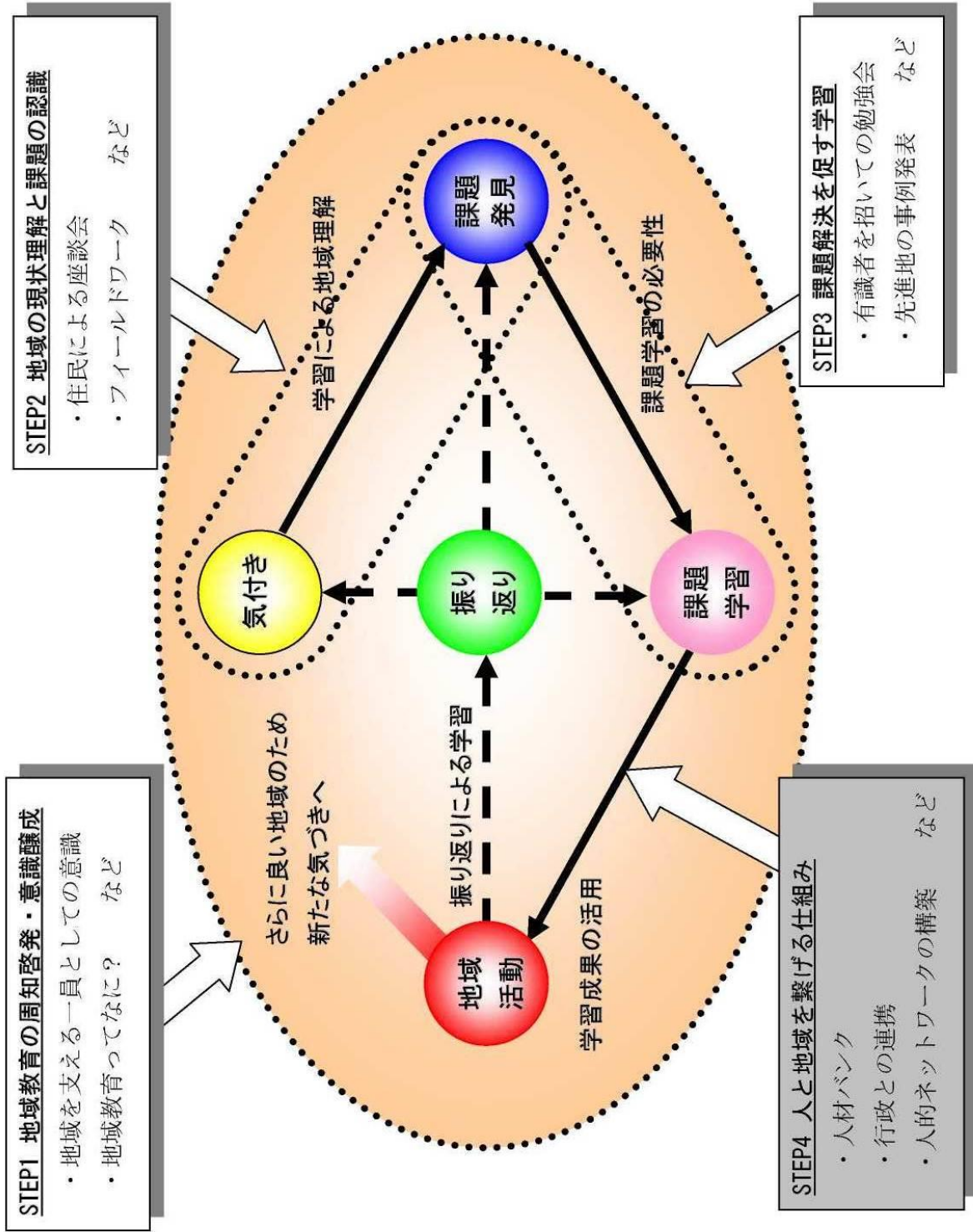
(ウ) 人材かがやきセンター事業（講座・研修）の体系区分

区 分	内 容
地域教育区分	①社会教育（※②・③・④を除く主に成人教育及び青少年教育） ②家庭教育支援，③学校教育支援・連携，④関係職員教育
年 齢 層	①幼少期（～14歳），②青年期（15歳～20代），③壮年期（30～40代）， ④成熟期（50～60代），⑤円熟期（70代～）
活動レベル	①グリーティング（興味がある），②スターティング（始めたばかり）， ③ステップアップ（活動中），④リーダー養成（指導者をを目指す）， ⑤エキスパート支援（指導者）

(エ) 事業実績等

年 度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
講 座 数	10講座	11講座	11講座	12講座	13講座
受講者数	288名	386名	623名	628名	588名

【図】 活動と学習の循環（CKPサイクル）



1 生涯学習センターの役割

市の「第5次総合計画」及び「地域教育推進計画」の方針に基づき、生涯学習を通じた人づくりを推進し社会に貢献する人材を育成するため、市民ニーズや社会的課題を的確に把握し、各種講座を企画運営し多様な学習の機会と場を提供する。さらに、学んだ人たちが習得した成果を家庭や地域において活用できるように支援することによって、人づくりや地域づくりを推進する役割を担っている。

全ての生涯学習センターにおいて、「人材かがやきセンター」、「市民大学」との各種事業が担う領域の特徴を踏まえ、個人の要望に応える事業と社会の要請に応える事業のバランスに配慮しながら多様な事業を推進するとともに、市民の生涯学習ニーズに応じた学習相談及び支援を行う。

また、自立した個人を養成するための事業や、地域の課題解決に向けた事業などに積極的に取り組み、住民の身近な地域における学習の拠点として「地域教育」の推進に向けた事業を実施する。

なお、講座等事業の実施にあたっては、開催日時や学習手法の検討、託児の充実など、引き続き受講環境を整備することにより、多くの市民が参加できるよう努めるとともに、地域の各種団体や企業などとの連携に配慮する。

※別紙資料…各種生涯学習講座が担う領域のイメージについて

(1) 生涯学習センター（生涯学習センター利用状況集計—205ページ）

中央・東・西・南・北（市民活動センター併設）

平石・清原・横川・瑞穂野・城山・国本・富屋・豊郷・篠井・姿川・雀宮・上河内・河内（地区市民センター併設）

地域の市民を対象に、運営方針に基づいた事業や、地域の実情に応じた事業、現代的課題の解決に資する事業などを実施するとともに、生涯学習に関する相談や情報の提供など、生涯学習活動の支援などを行う。

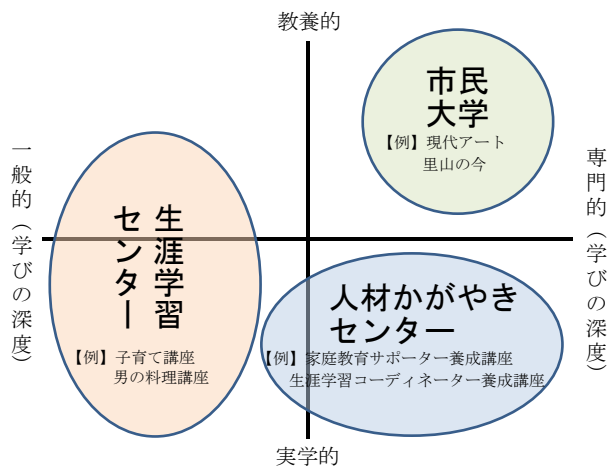
また、市民活動センター併設館では、地域コミュニティセンターにおける活動の支援も行う。

なお、上河内・河内はともに平成29年4月1日より地区市民センターに併設となった。

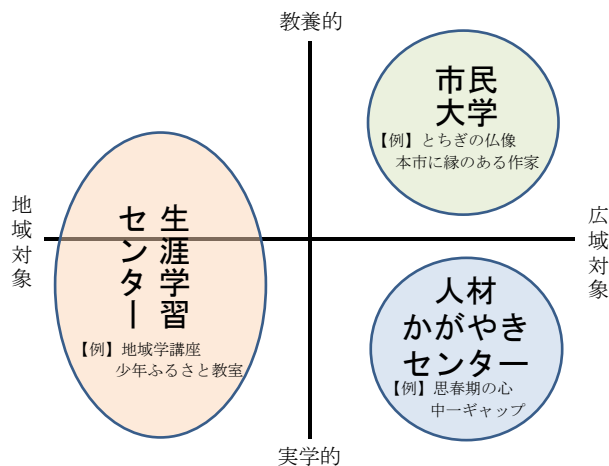
各種生涯学習講座が重点的に担う領域のイメージについて

別紙資料

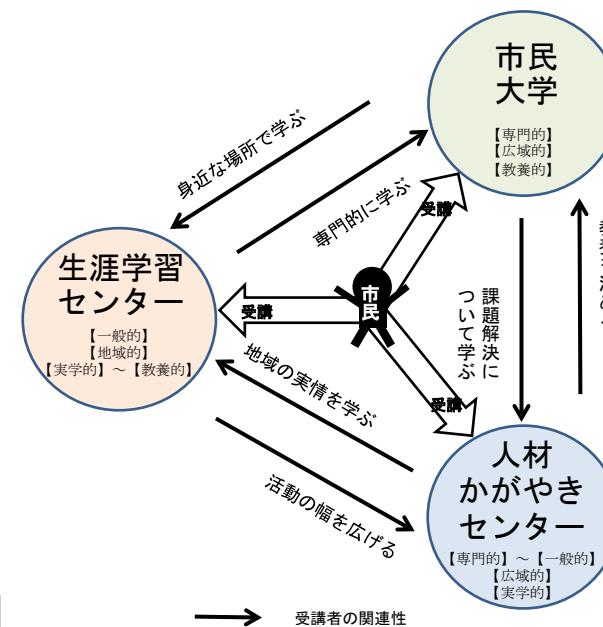
① 講座の内容（学びの深度）による区分



② 講座の目的（対象）による区分



③ 各種講座の関連性について



【生涯学習センター】

- ・ 「実学的」な講座を主として、「教養的」な講座まで、幅広い領域を担う。
- ・ 「一般的」なレベルの領域を担う。

【人材かがやきセンター】

- ・ 主に「実学的」な講座の領域を担う。
- ・ 「一般的」な講座から「専門的」な講座まで、幅広いレベルの領域を担う。

【市民大学】

- ・ 主に「教養的」な講座の領域を担う。
- ・ 「専門的」なレベルの領域を担う。

【生涯学習センター】

- ・ 市民生活の場である「地域」的なテーマの講座を展開する。

【人材かがやきセンター】

- ・ 本市の地域教育推進拠点であり、「広域」的なテーマの講座を展開する。

【市民大学】

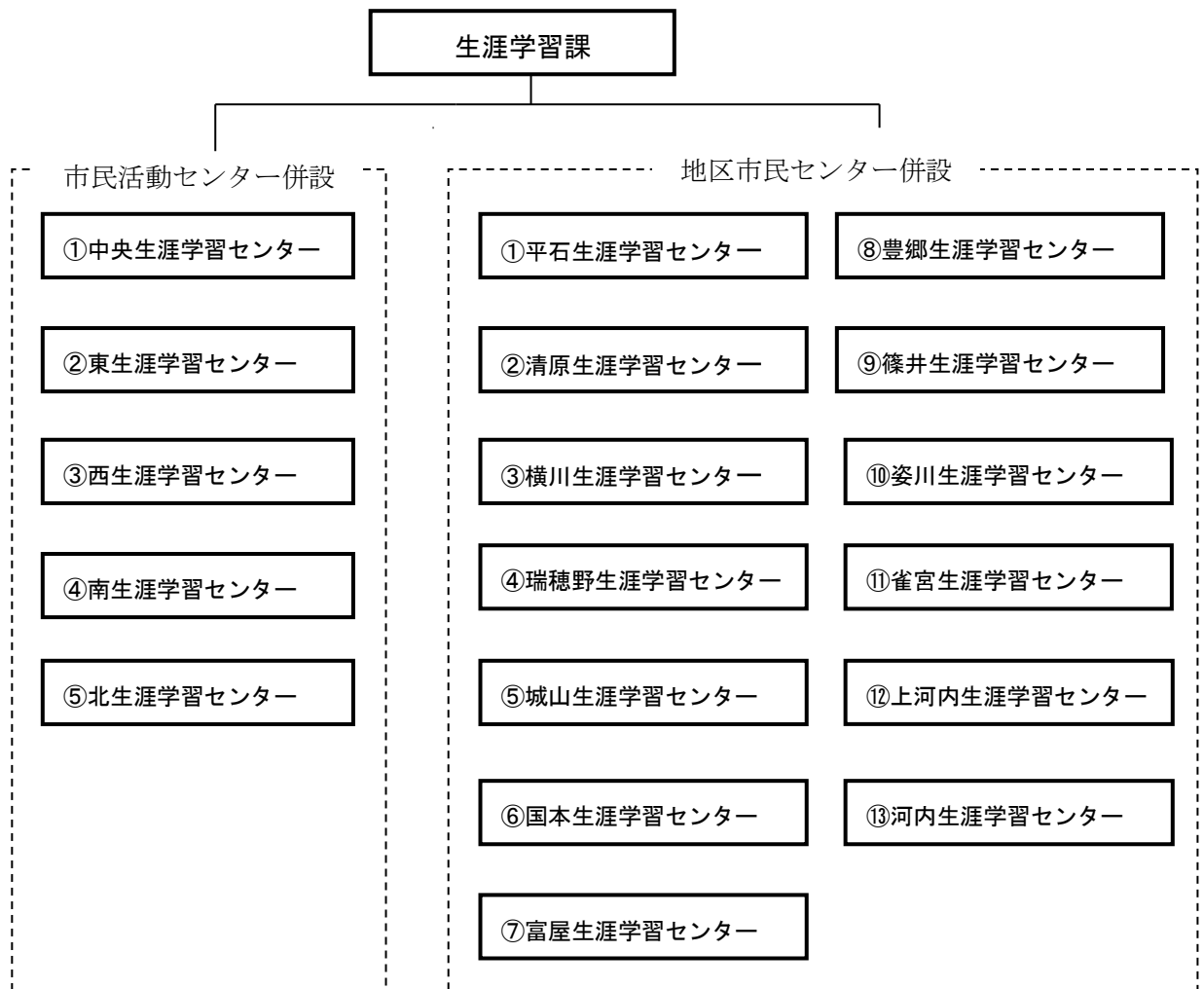
- ・ 全市民を対象としており、「広域」的なテーマの講座を展開する。

→ 受講者の関連性

2 生涯学習センターの体制

(1) 組織体制

生涯学習センターの組織体制は、下記のとおりであり、平成22年度から中央生涯学習センターが担っていた中央館としての機能を生涯学習課の本課機能として集約・強化を図り、生涯学習課が全ての生涯学習センターを統括・支援することとしている。生涯学習センターは、市民活動センター併設の生涯学習センター5か所、地区市民センター併設の生涯学習センター13か所の合計18か所により構成されている。



(2) 開館時間

貸 館	使用時間区分		休館日
	午前の部	9:00 ~ 12:00	12月29日~1月3日
午後の部	12:30 ~ 17:00		
夜間の部	17:30 ~ 21:30		
図 書 室	月~金	土・日	休館日
	8:30~19:00 *カードの新規登録は、 平日8:30~17:00のみ	9:30~19:00	12月29日~1月3日

3 生涯学習センターの分担事務

(1) 生涯学習センターの事務分掌

※ 宇都宮市教育委員会の組織及び運営に関する規則

第18条 生涯学習センターは、次の各号に掲げる事務を分掌する。

- (1) 宇都宮市生涯学習センター条例(平成13年条例第47号)第4条に規定する生涯学習センターの事業に関する事。
- (2) 生涯学習センターの文書、予算、その他庶務に関する事。
- (3) 生涯学習センターの業務の進行管理に関する事。
- (4) 生涯学習の相談及び支援に関する事。

※ 宇都宮市生涯学習センター条例

第4条 センターの事業は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習の振興に資する事業の企画及び立案
- (2) 法第22条各号に掲げる事業
- (3) 生涯学習の振興に資する図書、資料、情報等の収集及び提供
- (4) その他市民への生涯学習の機会の提供について必要な事業

※ 社会教育法

第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

- 1 定期講座を開設すること。
- 2 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 3 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 4 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 5 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 6 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

4 生涯学習センターの沿革

- 昭和 24. 10. 17 城山公民館が設置される。(昭和29・11・1 市立となる)
- 昭和 24. 12. 1 富屋公民館が設置される。(昭和29・11・1 市立となる)
- 昭和 25. 1. 26 平石公民館が設置される。(昭和29・8・1 市立となる)
- 昭和 25. 3. 20 豊郷公民館が設置される。(昭和29・11・1 市立となる)
- 昭和 25. 7. 20 国本公民館が設置される。(昭和29・11・1 市立となる)
- 昭和 26. 1. 26 篠井公民館が設置される。(昭和29・11・1 市立となる)
- 昭和 26. 4. 1 瑞穂野公民館が設置される。(昭和29・10・1 市立となる)
- 昭和 26. 8. 1 清原公民館が設置される。(昭和29・8・1 市立となる)
- 昭和 26. 12. 1 姿川公民館が設置される。(昭和30・4・1 市立となる)
- 昭和 28. 12. 1 雀宮公民館が設置される。(昭和30・4・1 市立となる)
- 昭和 29. 8. 1 中央・東・築瀬・西原・戸祭・今泉・陽南・桜公民館が設置される。
- 昭和 29. 9. 25 横川公民館が設置される。
- 昭和 30. 10. 1 西・昭和・細谷・錦・峰公民館が設置される。
- 昭和 33. 2. 1 宇都宮市公民館連絡協議会が結成される。
- 昭和 44. 4. 1 中部公民館が設置される。(市立旭病院の建物を利用)
中央・東・西・築瀬・西原・昭和・桜・錦・富士見・峰・泉が丘・戸祭・細谷・陽南公民館を分館とする。
- 昭和 46. 4. 1 南公民館が新設される。
石井分館・宮の原分館を開設
- 昭和 47. 11. 15 巡回文庫を開設，9 公民館12分館を配本所とする。
- 昭和 48. 4. 1 御幸分館を開設
- 昭和 49. 4. 1 宝木分館を開設
- 昭和 51. 4. 1 城東分館・陽東分館を開設
- 昭和 53. 4. 1 東公民館が新設される。(今泉公民館廃止)
御幸が原分館を開設
- 昭和 55. 7. 2 明保分館を開設
- 昭和 56. 4. 1 市立図書館の開館に伴い，移動図書館が移管された。
- 昭和 57. 4. 1 北公民館が新設される。(細谷分館廃止)
- 昭和 58. 4. 1 陽光分館を開設

- 昭和 59. 4. 1 西公民館が新設される。(桜分館廃止)
雀宮公民館分館を開設
- 昭和 61. 10. 24 中部公民館が、10月6日新市庁舎開庁に伴い、中央1丁目
1番13号、旧市役所別館南館に仮移転した。
- 昭和 62. 4. 1 旧市役所別館北館に移転、名称も『宇都宮市立中央公民館』
とし、名実ともに市内にある公民館の核としての役割を担い
開館した。
- 平成 元. 10. 16 地区市民センターとの施設複合化開始(雀宮公民館)
- 平成 3. 4. 1 地区市民センターとの施設複合化(篠井公民館)
- 平成 3. 4. 1 地区市民センターとの施設複合化(清原公民館)
- 平成 4. 4. 13 地区市民センターとの施設複合化(瑞穂野公民館)
- 平成 6. 4. 1 地区市民センターとの施設複合化(城山公民館)
- 平成 7. 4. 1 各分館長が専従職員(非常勤嘱託員)となる。
- 平成 7. 10. 14 西原分館の会議室(空き教室利用)の開所式
- 平成 8. 4. 1 地区市民センターとの施設複合化(豊郷公民館)
- 平成 9. 4. 1 地区市民センターとの施設複合化(富屋公民館)
- 平成 9. 10. 20 南公民館改築される。
- 平成 10. 5. 11 宝木分館の会議室(空き教室利用)の拡大
- 平成 10. 6. 1 東分館の会議室(空き教室利用)の拡大
- 平成 12. 10. 1 地区市民センターとの施設複合化(国本公民館)
- 平成 13. 1 南公民館エレベーター設置
- 平成 14. 3. 30 錦分館改築される。
- 平成 14. 4. 1 公民館条例の廃止、生涯学習センター条例制定の議決に伴い、
中央・東・西・南・北公民館及び11地区公民館と共に『生涯学習
センター』と名称変更。中央公民館は『中央生涯学習センター』と
して宇都宮市の生涯学習の中枢として開設された。
また、分館は『地域コミュニティセンター』となった。
- 平成 14. 6. 24 地区市民センターとの施設複合化(平石生涯学習センター)
- 平成 15. 8 中央東西南北生涯学習センター施設内全面禁煙
- 平成 15. 12. 22 地区市民センターとの施設複合化(姿川生涯学習センター)
- 平成 18. 3. 20 地区市民センターとの施設複合化(横川生涯学習センター)
- 平成 19. 3. 31 上河内町、河内町との合併に伴い、以下の施設を所管。
- ・上河内生涯学習センター(本館、ひばり館)
 - *旧上河内町中央公民館、同ひばり館

- ・河内生涯学習センター（本館，田原館）
*旧河内町中央公民館，同田原分館

- 平成 22. 4. 1 以下の施設を自治振興部に所管替
- ・中央生涯学習センター ・東生涯学習センター ・西生涯学習センター
 - ・南生涯学習センター ・北生涯学習センター
- 平成 26. 9. 30 ・上河内生涯学習センターひばり館を閉館
- 平成 28. 3. 22 ・地域自治センターと施設複合化（河内生涯学習センター）
- 平成 28. 9. 26 ・地域自治センターと施設複合化（上河内生涯学習センター）
- 平成 29. 4. 1 ・地区市民センターとの施設複合化（上河内・河内生涯学習センター）